

国民年金被保険者・受給者の死亡時の手続きについて

国民年金に加入中の方や以前加入していた方、年金を受給していた方が亡くなった際は、国民年金係またはコザ年金事務所での各種手続きが必要です。

【主な手続き】

- ・遺族基礎年金・未支給年金
- ・死亡一時金・寡婦年金 など

◆遺族基礎年金

これまでは、亡くなった方によって生計を維持されていた「子のある妻」または「子」がいる場合、次の要件のいずれかに当てはまるときは、遺族基礎年金が支給されていましたが、平成26年4月からは、国民年金に加入されていた妻が亡くなった場合、「子のある夫」にも遺族基礎年金が支給されるようになりました。

※平成26年4月1日以後の死亡が対象となります。

【要件】

①20歳から死亡日のある月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付期間と免除期間を合わせた期間が

3分の2以上あること。

②死亡日のある月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がないこと(平成38年3月31日までの特例)。

③老齢基礎年金を受給している、または受給資格期間(25年)を満たしていること。

※「子」とは18歳到達年度の末日までの子、または20歳未満で障害年金の障害等級1級または2級のある未婚の子を指します。

◆未支給年金

年金を受ける権利は、年金を受けている方が死亡するとなくなりますので、「年金受給権者死亡届」の手続きが必要となります。(この届出が遅れますと、年金を多く受け取りすぎて、後で返さなければならなくなることもありますので、ご注意ください。)その際、死亡した方に支払われるはずであった年金が残っているときは、遺族の方にその分の年金(未支給年金といえます)

が支払われます。

※未支給年金を請求できる遺族には範囲があり、これまでは、死亡者と生計を同じくしていた「配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹」でしたが、平成26年4月からは、これまでの遺族の範囲に加えて、「それ以外の3親等内の親族(甥・姪、おじ・おば・子の配偶者など)」まで広がります。

※平成26年4月1日以後の死亡が対象となります。

◆死亡一時金

国民年金保険料を3年以上納めた方が年金を受けないで亡くなったとき、生計を同一にしていた遺族が受けられる一時金です。

※妻や子が遺族基礎年金を受けることができるときは、死亡一時金は支給されません。

※請求できる遺族は未支給年金と同じです。

※死亡一時金を受ける権利は2年を過ぎると時効となりますのでご注意ください。

◆寡婦年金

国民年金第一号被保険者期間のみで、保険料納付済みの期間と免除期間

を合わせて25年以上ある夫が何の年金も受けずに亡くなったとき、夫に生計を維持されていた妻(婚姻期間が10年以上)が60歳から65歳になるまでの間受け取ることが出来ます。

※死亡した夫が老齢基礎年金や障害基礎年金を受けていた場合は支給されません。

※年金額Ⅱ夫が受けとることができた老齢基礎年金額×4分の3



これらの手続きには、死亡の事実を証明する書類等が必要となります。
また、20歳以上の方がお亡くなりになった場合、なんらかの年金の手続きが生じる可能性がありますので、一度、市民課国民年金係、またはコザ年金事務所へお問い合わせください。

市民課 国民年金係

☎973-5498

コザ年金事務所

☎933-3437